



事後調査

事後調査とは、輸出者または輸入者の事業所などに税関職員が個別に訪問して、関係する帳簿や書類などの確認を行う調査です。事後調査制度には「輸入事後調査制度」と「輸出事後調査制度」があり、ここではこの2つの制度をご紹介します。

— 輸入事後調査制度

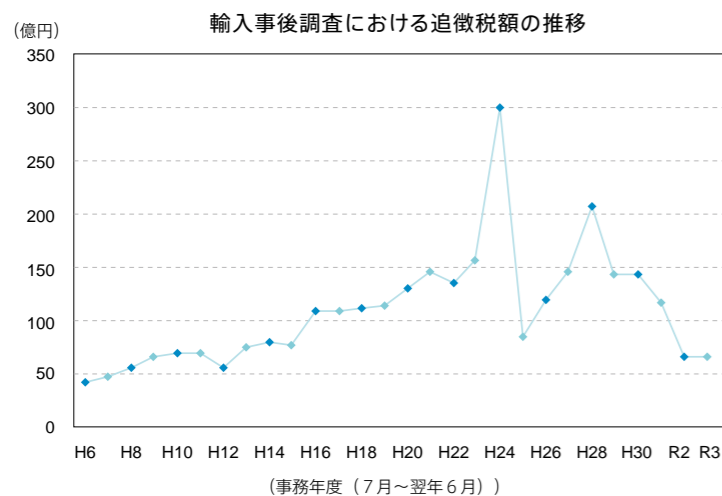
申告納税方式(⇒36ページ)の下では、輸入者(納税者)自らが納付すべき税額を正確に計算し申告・納税を行うことが求められています。しかし、必ずしも輸入貨物に係る申告が適正であるとは限りません。輸入事後調査は、輸入通関の迅速化に対する要請に応えるとともに、適正かつ公平な課税を確保するための制度として、各国の税関で導入されており、日本では、昭和41(1966)年の申告納税方式の導入に際して、輸入通関後の貨物に関する税関職員の権限規定が整備され、昭和43(1968)年に導入されました。税関は、貨物の輸入通関後、輸入者の事務所などにおいて、納税申告の内容が適正かどうかを確認し、不適正な申告はこれを是正するとともに、輸入者に対する適切な申告指導を行っています。

輸入事後調査の結果により、追加で徴収することとなった税額(追徴税額)は、現在の方法で結果の取りまとめを開始した平成6事務年度(平成6年7月～平成7年6月)においては約41億円でした。直近では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一部の調査を控える対応を行ったこともあり、約65億円となっていますが、それ以前の5年間を見てみると、追徴税額は、概ね150億円前後で推移しています。

— 適正・公平な課税の確保のために

平成9(1997)年、輸入貨物に課される関税や消費税等についても、所得税や法人税などと同様に過少申告加算税及び無申告加算税が導入されました。さらに、納付すべき税額の基礎

となる事実などを隠蔽し又は仮装することによって不適正な輸入(納税)申告を行った又は輸入(納税)申告をしなかった場合には、過失により誤って過少に申告した場合よりも重いペナルティを課すことが適正納税の確保に効果的であるという観点から、平成17(2005)年には重加算税が導入されました。なお、平成25(2013)年には、所得税や法人税などに係る税務調査手続と同様に、納税者の便宜の向上や税務調査の実効性・効率性を図る観点から、調査に先立ち、輸入者に対して一定の事項を事前に書面により通知することを原則化するなど、調査手続の見直しが行われています。



【主な申告漏れの事例】

重加算税が賦課された事例 (平成28事務年度)

輸入者Aは、B国の輸出者からC国産の冷凍豚肉を輸入しており、差額関税制度¹において最も関税額が小さくなる1キログラム当たり524円の価格に近い価格で購入しているものとして申告していました。しかしながら、本来申告すべき価格は、524円より大幅に安い価格であることが認められ、高価申告となっていました。その結果、申告が過大であった課税価格は49億7,560万円、追徴税額は67億1,582万円(うち重加算税17億4,028万円)でした。

¹ 輸入品の価格が低い場合には、輸入品の価格と一定水準の価格との差額を関税として課す一方、輸入品の価格が高い場合には、無税又は低税率を適用することにより、国内生産者と消費者などのバランスを図る制度です。

申告漏れがあった事例 (平成30事務年度)

輸入者Dは、E国の輸出者から医薬品原薬を輸入していました。Dは、輸出者との取り決めに基づき、過去に輸入した貨物について遡及して価格を見直し、増額となった金額を価格調整金として支払っていました。本来、この価格調整金は課税価格に含めるべきものでしたが、Dは修正申告を行っていませんでした。その結果、申告漏れ課税価格は104億2,225万円、追徴税額は9億5,021万円でした。

— 輸出事後調査制度

輸出事後調査では、輸出された貨物に係る手続が、関税法や外国為替及び外国貿易法などの規定に従って適正に行われていたか否かを確認し、不適正な申告を行った者に対しては、適切な申告指導を行っています。

この制度は、大量破壊兵器の拡散防止に関する監視の強化が国際的な要請となってきたことなどを踏まえ、不正輸出に対する税関による取締りを強化し、適正な輸出通関を確保する観点から、平成17(2005)年10月に導入されました。

大量破壊兵器や通常兵器の拡散は、北朝鮮の核実験やミサイル発射、ロシアのウクライナ侵攻にも直結する大きな国際問題であり、税関での不正輸出に対する取締りは、益々、重要なものになっています。

— 経済安全保障のために

近年では、安全保障の裾野が経済・技術分野に急速に拡大するとともに、コロナ禍によりサプライチェーン上の脆弱性が国民の生命や生活を脅かすリスクとなっています。

こうした中で、日本の安全保障と国際的な平和及び安全の維持の観点から、税関においても、関係機関や民間事業者との連携を強化し、不正輸出に関する情報収集や情報分析の強化に取り組んでいます。

【主な不正輸出の事例】

不正輸出を摘発した事例 (令和3事務年度)

輸出者Fは、外国為替及び外国貿易法の規定に基づき経済産業大臣の輸出許可を受けなければならない水中探知装置一式について、税関に対し、その許可を不要とする虚偽の輸出申告を行い、不正に輸出していました。税関は関係機関と共同で調査を行った結果、輸出者Fを関税法違反で告発しました。

— おわりに

近年の貿易取引形態の複雑化、経済連携協定の進展などに伴い、税関が適正かつ公平な関税等の賦課・徴収を行ううえで、輸入事後調査の果たす役割は、年々大きいものとなってきています。また、経済安全保障上の脅威への対処が政府全体として重要な政策課題となっており、安全・安心な社会を実現するうえで、輸出事後調査も大きな役割を果たしています。

事後調査

関税関係法令だけでなく、貿易実務、企業会計等にも精通するスペシャリスト